

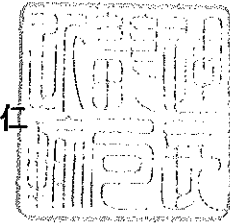
公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る
初乗距離について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度に基づく標記については、
下記のとおり公示する。

平成26年 2月28日

近畿運輸局長 大久保 仁



記

運賃適用地域	初乗距離
大阪地区	2 km
京都市域地区	1.7 km
京都北部地区	1.5 km
神戸・阪神間地区	1.8 km
姫路・東西播地区	1.3 km
淡路島地区	1.3 km
兵庫北部地区	1.3 km
奈良県地区	1.5 km
大津市地区	1.3 km
滋賀北部地区	1.2 km
和歌山市域地区	1.8 km
有田・御坊地区	1.5 km
橋本地区	1.5 km
紀南地区	1.5 km

附 則

1. 本公示は、平成26年 2月28日から施行する。
2. 「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」（平成14年4月15日付け近運旅二公示第38号）は廃止する。